

回 覧

平成 20 年 5 月 10 日

(回覧日：5 月 24 日)

会員各位

ユーカリが丘一丁目自治会

5

月定例役員会のご報告

5 月 10 日（土）に開催されました定例役員会についてご報告いたします。

1、つばさ子供会活動報告

◇前回の廃品回収収益金は、12,275 円でした。

◇前回の廃品回収の時に、段ボールを家の前に出されている方がいましたが、次回からは回収して頂けないので、必ず所定の場所(ステーション)にお出し頂く様、お願い致します。

◇新入生の歓迎会を 5 月の 24 日に行います。

2、みずき会活動報告

◇今年度の活動予定

『みずきサロン』

- ・ 太極拳の講習 年に数回予定
- ・ 布ゾウリの作成 夏休み子供会の皆さんを招待して出来ればと考えています。
- ・ 勉強会の企画 (イ)裁判員制度について (ロ)後期高齢者医療制度について

『パソコン何でも相談室』

- ・ 出前教室の開始 一回 300 円で行います。
- ・ ホームページの作成指導 1 クール 2 ケ月で 6 回行う(土)6:30～8:30

『歩こう会』

- 4 月 3 日 お花見ハイキングをやりました。(参加人員 30 名)
- 5 月 16 日 バス、ハイキング(参加人員 73 名・バス 2 台に分乗)
- 6 月 4 日 成東方面へ旅行の予定

『防犯部会』

◇みずき会防犯部会も他の自治会に先がけて、発足してから三年になりますが、その間、近隣の地区では自治会主体で防犯組織を立ち上げ、一丁目自治会だけが、みずき会の防犯部会としてボランティアにより運営されています。昨今は参加人員も頭打ちとなっています。そんな中で防犯活動について、自治会主体が良いのか、ボランティアでやるのが良いのかという議論はひとまず置いて、どうゆう形でみずき会の防犯部会に協力をして頂けるのか自治会内で討議をして頂ければと思っています。

一丁目管内に於いても昨年は三件、今年も一件の侵入犯罪が発生しており、その場に家人等が居た場合は重大な殺傷事件に発展しかねない状況にあります。隣接の二丁目自治会では「二丁目自治会・街を守る会」という名称で役員等の門前にプレートを掲げ防犯活動を行っていますが、当、一丁目自治会も名称の変更も考えているところです。

本日は現状の体制の中で、みずき会の防犯活動に何とか自治会として協力して頂けないだろうかと言うお話を致しましたが、みずき会から自治会に対する正式な申し入れは、自治会主体での防犯活動について検討して下さいと、要望をしています。その点、誤解のない様にお願いを致します。

『みずき会アンケートに関する報告』

今後の活動に向けて皆様のご意見を頂戴しました。その集計結果がまとまりましたのでご報告いたします。

- ・ アンケート回収率 48%
- ・ みずき会の活動、継続希望 98%
- ・ 防犯活動参加可 60%

★詳細な分析結果については回覧をご覧下さい。

3、自治会活動保険「町内会の救急箱」の継続加入について

◇4月の平成19年度定時総会で承認されております、自治会活動損害保険「町内会の救急箱」に従来通りの内容で継続加入します。

この保険は、自治会活動中(みずき会の活動についても担保される)の不測の事故等により人的・物的に損害があった場合にその一部をカバーする保険です。

この保険の概要については別途回覧でお知らせします。

また、みずき会の防犯パトロールについては「佐倉市市民公益活動保険」も適用されます。

4、前期自治会費および募金の集金について

◇今年も前年同様に前期自治会費、日本赤十字社募金および佐倉市社会福祉協議会募金の集金があります。ブロック長・班長・会員の皆様には、何かとお手数をお掛け致します。

下記金額について各班長が集金にお伺い致しますので、宜しくお願い致します。

尚、下記①、②共、振込み期限は5月30日(金)となっています。

①前期自治会費：1,500円＋ユウカリ祭り費用500円(合計2,000円)

②日本赤十字社募金および佐倉市社会福祉協議会募金：それぞれ500円が目安ですが強制ではありません。

5、平成20年度ゴミゼロ運動参加および道路側溝の清掃について

◇今年も一丁目自治会は、市主催の「ゴミゼロ運動」に参加することといたしました。

一丁目町内周辺、公園、空き地周辺の清掃を今年は5月25日の日曜日、午前9時30分から10時30分に実施します。例年同様、役員、ブロック長、前・後期班長に加えて、近隣の方々にもご協力をお願いいたします。なお、みずき通り並びに小竹・青菅線通りは危険ですので、中央通りと同じように市が実施致しますので対象外です。またボルト外しを伴う横断側溝の清掃も対象外です。

◇各家庭周辺の側溝清掃は、各会員でお願いいたします。都合により決められた日にできない方は事前に行うようお願いいたします。

◇側溝の土のうゴミは、5月25日の日曜日の午前中に所定の場所へ出してくださいようお願いいたします。また、土のうゴミは雨天の場合も収集しますので、同様をお願い致します。

★詳細につきましては回覧でお知らせいたします。

6、佐倉市・上期街灯補助金交付申請について

◇町内で街灯の毀損等を発見されたとき、また、暗いので新たに街灯を設置して欲しい等の要望がありましたら、「街灯の設置・修繕費交付申請書」を市に提出致しますので、担当運営委員へ連絡をして下さい。但し新設街灯は既存の街灯から40メートル以上離れているのが条件です。また、上期の申請は5月の31日までとなっています。

7、一丁目環境公共施設等のブロック分担に依る点検の依頼について

◇各ブロック長に「環境点検シート」及び「街路灯点検シート」に基づき、自ブロック管内のチェックをお願いする事に致しました。この結果を以って5月23日に市への整備、修理の要請をして行きたいと思えます。

《点検箇所》

●公園の器物の破損、汚れ、粗大ゴミの放置

- 道路側溝の鉄格子の破損、通水の不具合
- 空き地の整備不良、粗大ゴミの放置
- 街路灯の点灯の可否、取り付け・汚れの点検
- また、市の点検箇所とは別にゴミ集積所のネットの破れ等も点検致します。

8. ゴミ集積所の利用ならびに管理について

- ◇各家庭に配布されている「佐倉市ゴミの分別一覧表」を確認の上、種類や出し方を守って、当日は朝 8 時 30 分までに出してください。収集日前日や夜間にはゴミを出さないようにして下さい。また、燃やせるゴミの日は、きちんとネットをかけてください。
- ◇町内にはゴミ集積所が 17 箇所ありますが、ゴミ集積所の管理担当を例年同様、ブロック長にお願いすることといたしました。ご協力をお願いいたします。

9. 自主防災会の組織図および活動計画について

- ◇自主防災会の役員については 4 月定例役員会の報告でお知らせした通りです。
- 有事の際は各役員と役員の属するブロックの班長が対応をする事になります。
- また、今後の計画として、下記防災訓練を予定しています。

日時:	9 月 7 日(日) 10:00～12:00
場所:	西ヶ作公園
訓練内容:	一時避難所テント開設訓練・消火器使用訓練・炊き出し訓練等

10. 路上駐車違反パトロールの巡回について

- ◇今年度も昨年度と同様の方式で行います。6 月から地区内をふたつの区域に分け、毎月 1 区域 1 ブロックが担当する当番制とし、当番となったブロックのブロック長と班長が月の内 2 日間実施します。ひとつのブロックが来年 3 月までの間に 2 回担当することになります。
- なお、5 月は 15 日木曜日に役員とブロック長で巡回します。午後 9 時に集会所前に集合してください。

11. 集会所の補修について

- ◇集会所の補修については今の所下記の場所が予定されています。

- 雨どい
- 換気扇(隣家への防音対策)
- 和室の戸袋
- 防草のための庭の砂利敷き
- 物置(雨漏れ)

この内、物置については、建物本体ではないため市の補助は受けられません。
又、換気扇の工事については市の承認を受けていますが、
その他については早急に業者の見積もりを取り 6 月を目途に市に追加申請をするつもり
でいます。
ただ、市の財政も厳しいため、補修工事の補助については、今年度で打ち切りのニュア
ンスもあり、来年以降同じような補助が受けられかは微妙です。

12, 会員名簿追補版について

◇先日の会員名簿のチェックに関しましては、会員の皆様にはお手数をお掛け致しました。
お蔭様で正しいデータを取得する事が出来ました。改めて御礼申し上げます。
因みにユーカリが丘一丁目自治会の会員数は 5 月 9 日現在 659 戸となります。
また、2008 年会員名簿追補版につきましては、なるべく早く届けられるよう準備をし
ているところです。

以上